

地域再生法の一部を改正する法律

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。

法案の概要

1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

【改正内容】

○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加

＜法改正以外の課税の特例の拡充内容＞

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

3. 商店街活性化促進事業の創設

- 市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援【第17条の13、第17条の15、第17条の16】
- 計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】
(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

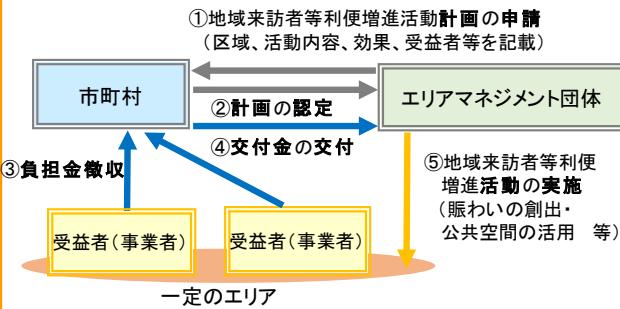
⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設
※BID…Business Improvement District

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)



4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保